



平成14年12月18日

國島 正彦

議論の進め方

1. 委員会活動の主旨

JICA事業全般を対象とした「環境社会配慮ガイドライン（仮称）」を、JICAが自律的に作成する過程と内容への助言を行う。JICAの要請があった場合は、委員会の「報告書」あるいは「意見書」等を取りまとめる。

2. 委員会の行程

第1回委員会以降の各委員の御意見およびJICA関係者の意向（なるべく早急に取りまとめたい）を総合的に判断し、下記の行程を念頭におく。

- | | |
|----------|--|
| 2002. 12 | JICA業務、環境社会配慮の現状、各種事例、教訓
現行の各セクター別ガイドラインの評価と課題
JICAの基本方針 |
| 2003. 1 | 環境社会配慮への支援のあり方等 |
| 2003. 2 | 改定後のガイドラインの適切な実施と遵守を確保するJICAの
体制等 |
| 2003. 3 | JICA事業全般を対象とした「環境社会配慮ガイドライン（仮称）
」中間取りまとめ（案）について |
| | |
| 2003. 4 | 国内のパブリックコメントを受ける |
| [約3ヵ月間] | 海外のパブリックコメントを受ける |
| 2003. 6 | （海外の場合の具体的方法は、外交の視点を十分に配慮する） |
| 2003. 7 | パブリックコメント内容の紹介
中間取りまとめ（案）の修正の方向について |
| 2004. 9 | JICA事業全般を対象とした「環境社会配慮ガイドライン（仮称）
」（案）について |

3. 委員

- ①第1回委員会の委員名簿に、2名の委員を追加する。（資料参照）

② ①の措置に伴い、複数の委員が出席している外務省および国土交通省からの委員は各1名（合計2名）委員席からオブザーバー席に移動する。

③委員は、委員会で、各委員が平等に発言する機会が保証される。

④オブザーバー（当日参加者）は、委員会の議事運営の範囲内で発言できる。

4. 意見の集約と公開性

①委員およびそれ以外のすべての方々からの御意見や情報を、コンピュータを通じて公平に受け付けられる公開システムを稼働させる。

②委員が、その意見や要望を、個別の個人宛に提出したりやりとりすることは妨げないが、この委員会に関係することであれば、その内容と取り扱いの過程も公開し共有して議論をすすめたいので、公開システムにも書き込むことを励行する。

③委員会の過程と結果は、全面公開する。すなわち、発言の音声や画像を、文字による発言録と共に、公開システムにのせる。

④発言録は、委員会終了後、なるべく早急に作成し、直ちに公開システムにのせる。しかし、発言録作成者の誤解やミスが含まれている可能性があるので、発言者の同意が得られた後に、議事録とする。

⑤ ①から④の公開の水準は、前例のない先進的なものなので、今後の活発な議論の障害にならないどうかを、各委員の意見を伺って確認する。

⑥報告書や意見書が必要になった場合は、「JICA」各省庁、個別の団体や個人の意向のみに偏らないように留意し、委員会の各委員の御意見や御提案を十分に伺い、また公開システムに集約されてくる各種の意見や情報を参考とし、それらをうまく取り入れて関係者が納得できるもの」を目指します。

⑦各委員の個人の主観的な意思や判断・見解を活かしたいと存じます。そのためにも、委員会の議論の過程を全面公開（透明性の確保）することを徹底的に確保します。

5. 取りまとめ役、オブザーバー等の名称

①議論の進め方は上記のようにいたしますので、委員長、座長、議長、等 名称についてはJICA事務局に一任します。但し、英語訳する場合の差異について、あらかじめ御検討下さい。

②オブザーバー、当日参加者、当日参画者、当日出席者、傍聴者、傍聴人、等の名称についても、JICA事務局に一任します。但し、英語訳する場合の差異について、あらかじめ御検討下さい。

以上